

健康保険法第3条第2項被保険者
を雇用される事業主の皆様へ

健康保険印紙の券種の一部が令和8年4月1日から変更されます。

健康保険料率及び介護保険料率の変更並びに子ども・子育て支援金制度の創設にともない、日雇特例被保険者分の健康保険印紙の券種の一部が変更されます。「健康保険被保険者手帳」に貼付していただく健康保険印紙は、令和8年4月1日以降は新しい健康保険印紙をご使用ください。

なお、旧健康保険印紙は、令和8年3月31日までの販売となります。

〈新しい保険料額表〉

…令和8年4月1日から変更となる部分

標準賃金日額		賃金日額		保険料日額					
				介護保険第2号被保険者に該当しない方			介護保険第2号被保険者に該当する方		
等級	日額	円以上	円未満	被保険者	事業主	合計額	被保険者	事業主	合計額
第1級	円 3,000	円以上	円未満 ~ 3,500	円 150	円 240	円 390	円 175	円 275	円 450
第2級	4,400	3,500	~ 5,000	220	350	570	255	415	670
第3級	5,750	5,000	~ 6,500	290	470	760	335	535	870
第4級	7,250	6,500	~ 8,000	365	585	950	425	685	1,110
第5級	8,750	8,000	~ 9,500	440	710	1,150	510	820	1,330
第6級	10,750	9,500	~ 12,000	540	870	1,410	630	1,020	1,650
第7級	13,250	12,000	~ 14,500	670	1,080	1,750	775	1,255	2,030
第8級	15,750	14,500	~ 17,000	795	1,285	2,080	920	1,490	2,410
第9級	18,250	17,000	~ 19,500	920	1,490	2,410	1,070	1,730	2,800
第10級	21,250	19,500	~ 23,000	1,075	1,735	2,810	1,245	2,015	3,260
第11級	24,750	23,000	~	1,250	2,020	3,270	1,450	2,350	3,800

※ 上記保険料日額の計算方法は、全国健康保険協会のホームページをご確認ください。

旧健康保険印紙の買い戻しについて

旧健康保険印紙は令和8年4月1日以降使用できませんので、令和8年4月1日から令和8年9月30日までに健康保険印紙を販売する郵便局で買い戻しの請求を行ってください。（この期限を過ぎた場合、買い戻しの請求に応じることができませんので、買い戻しの請求は忘れずに行ってください。）

なお、今回の変更にもなう旧健康保険印紙の買い戻しの請求は、年金事務所長の確認は必要ありません。